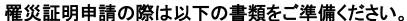
罹災証明書の発行までの流れ

申請の受付



- 1、罹災証明書交付申請書
- 2、本人確認書類(運転免許証や住民票の写しなど)
- 3、罹災したことが確認できる写真 写真については、以下のように撮影していただけると被害の判定をスムーズ に行なうことができることがあります。
 - 建物の外側を4方向から浸水した深さがわかるように撮影した写真
 - 表札と建物が1枚の写真で確認できる写真
 - 室内の被害の状況が確認できる写真
 - その他罹災した箇所がわかる写真
- ※ その他申請者の状況に応じて必要となる書類があります。

被害認定調查

被害認定調査の流れ

- 1、申請に基づき、市の職員が現地にて調査を行います。
- 2、調査については、外観から判定できるものについては、市の職員が現地で確認し判定を行います。(1次調査)
- 3、外観での判定が難しい場合には、建物内部の調査を行いますが(2次調査)、 その際には、調査の立会いへのご協力をお願いいたします。
- ※ 建物の周辺の被害状況によっては、申請していただいても、すぐに現地調査ができない場合があり、被害の判定に時間がかかることがありますので、ご理解ください。

罹災証明書発行

証明書を受け取った後

判定結果に納得がいかない場合には、罹災証明書の交付を受けた日から、原則、6ヶ月以内に、2次調査、再調査を依頼することができます。

再調査等により、被害の程度が変更になった場合には、それより前に交付された証明書は、 その効力を失います。